	一丁目から五丁目まで、南美唄町下十七条一丁目から三丁目まで、南美唄町下十八条二丁目及び三丁目、南美唄町新富町、南美唄町中央通り一丁目から六丁目まで、南美唄町西町、南美唄町東町、南美唄町南美唄町仲町、南美唄町山の手以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十六　陸上自衛隊釧路駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道釧路郡釧路町	北海道釧路郡釧路町	字別保百十二番地 字別保（次の図面に示す部分に限る。）、字トリトウシ原野（次の図面に示す部分に限る。）、字別保原野南十八線東（次の図面に示す部分に限る。）、字別保原野南十九線東、字別保原野南二十一線（次の図面に示す部分に限る。）、釧望台一丁目及び二丁目、中央八丁目から十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで並びにわらび一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十七　陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道標津郡標津町	北海道標津郡標津町	南二条西五丁目三番地一 南二条西五丁目及び南七条西三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北海道標津郡標津町
		字標津（次の図面に示す部分に限る。）、字茶志骨（次の図面に示す部分に限る。）、北一条東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北二条西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、北三条西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、北四条西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、南一条西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、南二条東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、南三条西一丁目から三丁目まで、南四条東一丁目から三丁目まで、南五条西一丁目から四丁目まで、南六条東一丁目、南七条西一丁目から三丁目まで、南八条東一丁目	

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道標津郡標津町	北海道標津郡標津町	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる海岸とを結ぶ海岸により囲まれた海域	北海道標津郡標津町
		一　北緯四十三度三十九分二十七秒、東経百四十五度八分十二秒の点 二　北緯四十三度三十九分十五秒、東経百四十五度八分二十七秒の点 三　北緯四十三度三十八分四十六秒、東経百四十五度八分四十二秒の点	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十八　陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地川北通信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道標津郡標津町	北海道標津郡標津町	字川北 字川北（次の図面に示す部分に限る。）
北海道標津郡標津町	北海道標津郡標津町	字川北（次の図面に示す部分に限る。）